

○ 角質層への浸透表現

1. 製品

スキンケア類

2. 指摘事項

「肌内部のいくつもの層* *角質層」、「肌の奥深く* *角質層」

3. 内容説明

化粧品成分の肌への浸透表現については、浸透部位が角質層の範囲内である場合であって、かつ、広告全体の印象から効能効果の保証や効能効果の範囲の逸脱に該当するものでない場合は認められています。しかし、「肌内部」、「肌の奥深く」という表現は、例え注釈で「角質層」である旨の説明があっても、角質層の範囲を越えて浸透するかのような印象を与えるため不適切です。

4. ガイドライン

E3 「肌・毛髪への浸透」等の作用部位の表現

[基準 第4の3 - (5) 効能効果、安全性の保証]